

庄内町公告第 15 号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び庄内町条件付き一般競争入札実施要綱（平成 17 年告示第 108 号。以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 24 日

庄内町長 富樫 透

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 庄内町役場（B 棟 2 階）入札室
- (2) 日 時 令和 8 年 5 月 27 日（水） 午前 10 時

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 庄内町文化創造館冷温水機等更新工事（債務負担行為）
- (2) 工事場所 庄内町余目地内
- (3) 工事概要 機械設備等改修工事一式
冷温水機（更新）
機器設置及び配管工事等一式
中央監視装置（更新）
計装工事及び調整費等一式
構内情報通信網設備（新設）
- (4) 工 期 町議会議決日の翌日から令和 9 年 6 月 18 日まで
- (5) 予定価格 事後公表

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 庄内町建設工事指名競争入札参加者の格付けに関する規程（平成 25 年庄内町告示第 195 号）第 6 条に規定する入札参加登録簿に登載されている者のうち、庄内管内に本店、または庄内町に営業所を有する者であって、同規程の管工事において A の等級に格付けされている単体企業であること。
- (2) 建設業法に基づく建設業（管工事業）の許可を有すること。
- (3) 庄内町建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 29 年庄内町告示第 43 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び庄内町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (8) 建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限前 1 年 7 ヶ月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、管工事において 750 点以上であること。
- (9) 次に掲げる事項のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者を本工事に専任（監理技術者については、監理技術者補佐を本工事に専任で配置する場合は、この限りではない。）で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。ただし、余裕期間（契約締結日から工事の着手日の前日までの期間）については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人の配置を要しない。なお、現場代理人と主任技術者、監理技術者は監理技術者補佐とは、兼務できる。
 - ア 一級施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - イ 監理技術者にあつては、管工事業に係る監理技術者資格者証又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等
庄内町余目字町 132 番地 1 庄内町役場総務課管財係 電話番号 0234-42-0129

5 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、入札参加者資格の確認申請等を、次のとおり提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和 8 年 4 月 28 日（火）から令和 8 年 5 月 12 日（火）まで（土日祝日を除く。）
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 受付場所 庄内町役場 A 棟 3 階 総務課管財係

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 庄内町建設工事請負契約約款第 4 条による保証（保証金額は契約金額の 10 分の 1 以上の額）を付すこと。

7 その他

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加者は、工事内訳書を入札時に提出すること。
- (3) 本工事の入札は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき落札者を決定するために行う調査（低入札価格調査）を適用する。
- (4) 本件は、庄内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年庄内町条例第 52 号）の規定により、町議会の議決に付さなければ

ならない工事であるため、契約締結後に町議会において議決されたときをもって効力を発生する条件付き契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、町議会の議決を経るまでの間に、指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は、落札決定を取り消し、条件付き契約を解除する。

- (5) 詳細については入札説明書による。